中国民事訴訟における再審の問題

---その比較法的考察---

朱 省 志* 加 波 眞 一**

目 次

- 1 はじめに
- 2 中国の訴訟制度の特徴
- (1) 法 源
- (2) 訴訟手続上の特徴
 - (ア) 職権主義的審理手続
 - (イ) 検察官の関与(内容は後述)
 - (ウ) 二 審 制
 - (工) 既 判 力
- 3 現行中国民訴再審手続の手続概要と特徴
- (1) 再審の沿革および改正法の要点
 - (ア) 再審管轄(再審裁判所)
 - (イ) 検察院により法律監督権の拡大
 - (ウ) 再審事由
 - (工) 再審期限
- (2) 再審手続の手続概要と特徴
 - (ア) 再審手続の目的
 - (イ) 再審手続
 - (ウ) 再審事由
 - (工) 再審規制制度
- 4 問題の検討
- 5 おわりに

^{*} シュ・ショウシ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

^{**} かなみ・しんいち 立命館大学大学院法務研究科教授

1 はじめに

現在の中国(中華人民共和国のこと,以下「中国」と略称する)民事訴訟における重要問題として「再審難」というものがある。これは、再審を申し立てても再審が行われない、再審訴訟が恒常的に累積して、民事訴訟により紛争を解決できない、という問題である¹⁾。

この問題は中国社会の変化によって拡大してきたものと言われている (詳細は後述) が、それを解決すべく、まず、2007年改正法で、この問題を 解決しようとした (当時の全国人民代表大会 (国会に相当、以下「全人代」と略 称する) 常務委員会法制工作委員会副主任・王勝明の2007年 6 月24日第10期全人代常務委員会第28回会議にての「中華人民共和国民事訴訟法改正案 (草案) に関する説明」)、しかし、この改正は不十分だったので、社会の変化に対応すべく 改正された2012年改正法では、重要な改正点の一つとして、再審制度の整備が行われることになった (同じく当時の全人代常務委員会法制工作委員会副主任・王勝明の2011年10月24日第11期全人代常務委員会第23回会議にての「中華人民共和国民事訴訟法改正案 (草案) に関する説明」)。

しかし、この改正では問題は解決できず、現に解決されていないものと 思われる。その点を比較法的に論究しようとするのが本稿である。すでに この問題については趙論文があるが、改正以前のものであることと、比較 法的観点からの研究ではないことから、改めて論じる意味があるものと思 われる。ただし、本稿もこの論文に負うところは大きい。

¹⁾ 再審難とは、直訳すると、再審申立て上の困難を意味する。趙旭東「中国民事訴訟法に おける再審手続の展開」〔張瑞輝(訳)、渡部美由紀(監訳)〕名古屋大学法政論集244号 (2012年) 18頁(以下「趙論文」という)、白出博之「中国民事訴訟法改正の背景と比較法 的検討・公益訴訟」吉村徳重=上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』(九州大学出版会、 2017年) 47頁参照。また、趙論文によると、当事者の再審難の原因は、その手続設計の不 十分、運用技術上の欠陥等にあるという。

2 中国の訴訟制度の特徴

中国では、独自の民事訴訟制度が発展しており、法源や訴訟手続について日本法と異なる点がある。本稿の議論を進める前に、まず、その点を確認しておきたい。

(1) 法 源

中国には、民事訴訟法の法源として、狭義としての民事訴訟法の名称を もつ法律のほか、広義として実質的に民事訴訟手続を規律する法規がある。

狭義の民事訴訟法とは、国家が発布した民事訴訟に関する専門的な法律 を指し、中国では、形式的意義の民事訴訟法とも言われる²⁾。

狭義の民事訴訟法としては、1982年発布された民事訴訟法(試行)が中国の初めての民事訴訟法であり、その後、1991年、現行の民事訴訟法の元になる法律が発布され、2007年には第一回改正、2012年には第二回改正があった。現行の民事訴訟法(2012年改正、本稿では2007年改正法と区別するため、2012年民訴法ともいう)³⁾は四編27章284条があり、第一編は総則、第二編は審判手続、第三編は執行手続、第四編は渉外民事訴訟手続の特別規定である。広義の民事訴訟法とは、民事訴訟の法律関係を調整するすべての法規によって構成された民事訴訟法律制度体系をいうと言われている⁴⁾。

²⁾ 江偉=肖建国主編『民事訴訟法「第七版]』(中国人民大学出版社, 2015年) 15頁。

^{3) 2017}年も改正を行ったが、一条文の増加しかない。2017年6月27日、中国第12期全人代常務委員会第28回会議において民事訴訟法に対する改正案を採択されて、現行の民事訴訟法第55条に第2項が追加されて、2017年7月1日から施行された。すなわち「人民検察院は職責を履行する時、生態環境および資源保護、または食品薬品安全分野に多数の消費者の合法権益等の社会公共利益を損害する行為を発見した場合、前項が定めた機関や組織がない場合または前項が定めた機関や組織が訴訟を提起しない場合に人民法院に訴訟を提起することができる。前項が定めた機関または組織は訴訟を提起した場合、人民検察院はその訴訟を支持することができる。」

⁴⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)『民事訴訟法学[第三版]』(北京大学出版社, 2015年) 11頁。

具体的には 民事訴訟法典のほか 下記の法規も含める。

- 憲法における裁判の公開原則(130条)等の規定⁵⁾。
- ② 人民法院組織法は日本の裁判所法に該当するものであるが、人民法院の組織及び職権、審級、裁判官などに関する規定があり、最高人民法院の司法解釈権限についても定める(32条)⁶。この司法解釈権限は後述する。
 - ③ 民事訴訟に関する各実体法上の規定

民法、経済法、労働法などの実体法のなかにも民事訴訟に関する規定が 幾つか存在する。例えば、紛争案件中の人民法院の権限を確定するための 規定として、民法総則50条には死亡宣告の取消を定め⁷⁾、労働法18条には 労働契約書の無効の確認を定める⁸⁾。また、証明責任の分配については、 著作権法53条には合法的な授権および供給元の立証責任を定め⁹⁾、会社法 63条には株主の連帯責任を定める¹⁰⁾。

- 5) 中国憲法(ここでは2018年3月11日に改正を行った中華人民共和国憲法を指し、また、1982年に採択・施行された憲法は、以下「1982年憲法」という)128条は「中華人民共和国人民法院は、国家の審判機関である」と規定し、130条は「人民法院における事件の審理は、法律の定める特別の場合を除いて、全て公開で行う。被告人は、弁護を受ける権利を有する」と規定し、131条は「人民法院は法律の規定により独立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体及び個人による干渉を受けない」と規定し、132条は「最高人民法院は、最高の裁判機関である。最高人民法院は地方各級人民法院及び専門人民法院の裁判活動を監督し、上級人民法院は下級人民法院の裁判活動を監督し、上級人民法院は下級人民法院の裁判活動を監督する」と規定している。
- 6) 人民法院組織法32条は「最高人民法院は裁判の過程において法律・法令をいかに具体的 に適用すべきかという問題について、解釈を行う」と規定している。
- 7) 中国民法総則50条は「死亡を宣告された者が再び現れ、人民法院は本人または利害関係 人の申請によりその死亡宣告を取り消さなければならない」と規定している。
- 8) 中国労働法18条3項は「労働契約の無効については、労働紛争仲裁委員会または人民法院が確認する」と規定している。
- 9) 中国著作権法53条は「複製品の出版者,製作者がその出版,製作に関して合法的な授権があることを立証できない場合,並びに複製品の発行者または映画作品もしくは映画製作と類似した方法で創作された作品,コンピュータソフトウェア,録音・録画製品の複製品の賃貸者が,その発行,賃貸する複製品の合法的な供給元を立証できない場合,法律責任を負わなければならない」と規定している。
- 10) 中国会社法63条は「一人有限責任会社の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立 していることを証明できない場合、会社の債務について連帯責任を負わなければならな い」と規定している。

④ 司法解釈

司法解釈とは最高人民法院が法律の具体的適用について制定し、最高人民法院審判委員会が採択し、発布した法的効力を有する解釈文書と言われている¹¹⁾。

以上の①から③までについては、日本法と異なるところはないが、④は 中国独自のものなので、以下に少し詳しく言及しておきたい。

このような司法解釈は、中国全人代常務委員会が1955年に採択された「法律問題の解釈に関する決議」、および1981年に採択された「法律解釈作業の強化に関する決議」(以下、後者の決議を「解釈作業決議」という)で定められ、その後多くの改正を経て、司法解釈作業をさらに規範化および改善するため、2007年、最高人民法院は「司法解釈作業に関する規定」(法発〔2007〕12号)(以下「解釈作業規定」という)を発布し、司法解釈の起案、起草、送付、検討、発布、施行、届出、編纂、改正および廃止について詳しく定めた。

解釈作業規定によると、司法解釈には、具体的に「解釈」、「規定」、「批複(原文は「批复」)」、「決定」の四種類の形がある。「解釈」とは、裁判業務においてある法律をいかに具体的に適用するか、またはある種の事案・問題について法律をいかに適用するかについて制定する司法解釈である(例えば、最高人民法院審判委員会が2014年12月18日に採択、2015年2月4日から施行された「民事訴訟法の適用に関する解釈」(法釈〔2015〕5号)(以下、この司法解釈を「2015年司法解釈」という))。「規定」とは、立法精神に基づき裁判活動上、問題となった点についての細則を定める司法解釈である(例えば、最高人民法院審判委員会が2001年12月6日に採択、2002年4月1日から施行された「民事訴訟証拠に関する若干規定」(法釈〔2001〕33号)(以下、この規定を「証拠

¹¹⁾ 張衛平『民事訴訟法 [第四版]』(法律出版社, 2016年) 14頁。なお, 最高人民検察院も司法解釈(検察業務に関する)を制定する権限があるが, 本稿の場合, 司法解釈は最高人民法院の司法解釈と指す。また, 日本の文献としては, 栗津光世「中国における「司法解釈」と「案例指導制度」の展開——司法解釈の判例化か, 判例の司法解釈化か——」産大法学第40巻第3・4号(2007年) 124~155頁参照。本稿もこの論文に負うところが大きい。

規定」という))。「批複」とは、高級人民法院または解放軍軍事法院の具体的な事案についての法律適用問題に関する司法解釈である(例えば、最高人民法院が1990年7月28日、江蘇省高級人民法院への「第三者が管轄異議を提出できるか否かの問題についての批複」(法[経]複〔1990〕9号))。いったん行った司法解釈を改正または廃止する場合には、「決定」の形式で行う(例えば、最高人民法院審判委員会が2016年12月19日に採択、2016年12月28日から施行された「巡回法廷における事案審理の若干問題に関する規定」の改正に関する決定(法釈〔2016〕30号))。

ただし、前述の全人代常務委員会の解釈作業決議と人民法院組織法32条は、最高人民法院が持つ司法解釈権の法的根拠と言われるが、その合法性については研究者から疑問視する見解もある。例えば北京大学の周旺生教授の見解である。それによると、解釈作業決議により最高人民法院、国務院およびその主管部門が法律を解釈するのは違憲であり、「1982年憲法」施行前は、中国の立法機関は全人代常務委員会ではなく、全人代であった。「1982年憲法」施行後、全人代常務委員会が全人代と一緒に中国の立法機関になったが、その前に採択した解釈作業決議は越権行為として認められないというものである¹²⁾。

さらに、「1982年憲法」67条によると、法律を解釈する権限を持つのは全人代常務委員会である。中国立法法45条1項にもそれを重ねて定めた¹³⁾。最高人民法院が発布する司法解釈は、正に補充的な立法であり、民主原則に違反し、手続保障は少なく、下級人民法院の裁判官の独立性にも干渉しているため、実質的合法性はないという見解もある¹⁴⁾。また、司法解釈は中国全人代の固有の立法権と法律解釈権限を侵食し、巨大化したという見解もある¹⁵⁾。

¹²⁾ 周旺生「中国現行法律解釈制度研究」現代法学2003年2期5~6頁参照。

¹³⁾ 中国立法法45条1項は「法律の解釈権は全人代常務委員会に属する」と規定している。

¹⁴⁾ 金振約「論最高人民法院的抽象司法解釈権 | 比較法研究2010年2期64~66頁参照。

¹⁵⁾ 詳しくは、栗津・前掲注(11)128頁以下参照。

(2) 訴訟手続上の特徴

(ア) 職権主義的審理手続

日本法では、訴訟対象 (審判対象) は当事者が特定する権限 (処分権主義、弁論主義) を有し 16 、訴訟手続の進行については、裁判所が権限を持つ (職権進行主義) 17 。

中国でも、手続の進行については職権進行主義がとられているが、手続の 開始・終了・訴訟対象の設定については制限的な処分権主義¹⁸・弁論主義¹⁹ がとられており、自白の拘束力は認めるが²⁰、訴訟資料の収集については職

- 16) 新堂幸司『新民事訴訟法 [第五版]』(弘文堂, 2011年) 472頁, 小島武司『民事訴訟法』 (有斐閣, 2013年) 373~374頁, 梅本吉彦『民事訴訟法 [第四版]』(信山社, 2009年) 472 頁。
- 17) 新堂·前揭注 (16) 451頁, 小島·前揭注 (16) 337頁, 伊藤眞『民事訴訟法 [第 5 版]』 (有斐閣, 2016年) 270頁, 松本博之=上野秦男『民事訴訟法 [第 8 版]』 (弘文堂, 2015年) 41頁, 川嶋四郎『民事訴訟法』 (日本評論社, 2013年) 298頁, 河野正憲『民事訴訟法』 (有斐閣, 2009年) 258頁, 上田徹一郎『民事訴訟法 [第 7 版]』 (法学書院, 2011年) 311頁。
- 18) 中国では「処分原則」と呼んでいる。例えば、中国民訴法13条2項は「当事者は、法律に定める範囲内において、自己の民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する」、49条1項は「当事者は、代理人に委任して、忌避の申立てを提出し、証拠を収集・提供し、弁論を行い、調停を請求し、上訴を提起し、執行を申し立てる権利を有する」、50条は「当事者双方は、自ら和解することができる」、51条は「原告は、訴訟上の請求を放棄または変更することができる。被告は、訴訟上の請求を認諾または反駁することができ、反訴を提起する権利を有する」と規定している。中国民事訴訟法における処分原則の概要は、王冊「中国の民事裁判における当事者の地位に関する考察(1)――処分権への制限を手がかりに――」北大法学論集第64卷第4号(2013年)119頁以下参照。また、吉村=上田編・前掲注(1)104頁以下(小嶋明美執筆)。詳細は別稿で論じる。
- 19) 中国民事訴訟法12条は「人民法院は民事事件を審理する場合、当事者が弁論する権利を有する」と規定している。中国民事訴訟法12条には弁論原則を定めたが、その弁論原則はドイツ、日本とは根本的な違いがあり、単に当事者が弁論する権利を有する意味であり、張衛平教授は中国のこういう形式的な「弁論原則」を「非拘束性弁論原則(原文は「非約束性弁論原則」)と言う。張衛平「我国民事訴訟弁論原則重述」法学研究1996年6期47頁、張衛平・前掲注(11)44頁参照。日本法との比較については、吉村=上田編・前掲注(1)6頁以下(吉村徳重執筆)、37頁以下、100頁以下(小嶋明美執筆)。
- 20) 2015年司法解釈92条1項は「当事者の一方が法廷審理において、または訴状、答弁書、 代理意見書等の書面資料に自己に不利な事実について明確に認諾を示した場合、当事者メ

権探知主義²¹⁾的手続がとられている²²⁾。詳しくは別稿に委ねたい。

(イ) 検察官の関与(内容は後述)

(ウ) 二審制

中国は二審制を採る。中国の再審手続の制度設計は、二審制および実質的正義の追求という司法理念と密接な関係があるとも言われる²³⁾。この二審制も、日本法とは異なる点なので、少し言及しておきたい。

(a) 沿 革

1951年の人民法院暫行組織条例 5 条 1 項には「人民法院は基本的に三級二審制を採る。県級人民法院は基本的な一審法院とする,省級人民法院は基本的な二審法院とする;通常は二審で終審するが,特別な状況により,三審もしくは一審を終審することもできる」と定め,その当時の審級制度は「二審終審制を原則として,三審終審および一審終審が例外」²⁴⁾であった。1954年の人民法院組織法11条 1 項には「人民法院による事件の裁判は,二審終審制とする」と定め,中国に二審終審制が正式的に確立された。1979年から施行された現行の人民法院組織法もこれと変わらない内容を引き続き規定し,その後1983年,1986年,2006年に三回の改正を経たが、二審終審制についての規定は変化がない(人民法院組織法11条 1 項)。

(b) 二審制の理由・根拠

中国は、地域が広いため、交通不便な地域も多く存在し、審級が多いと、訴訟経済・効率性も下がり、法院・国民(人民)・国家の不利になる

[▲]の他の一方は挙証証明を行う必要はない」と規定している。

²¹⁾ 例えば、中国民事訴訟法145条1項は「判決を言い渡す前に、原告が訴えの取下げを申し立てた場合、許可するか否かは、人民法院が裁定する」、173条は「第二審の人民法院の判決宣告前に、上訴人が上訴の取下げを申し立てた場合には、許可するか否かは、第二審の人民法院が裁定する」、2015年司法解釈92条3項は「自認した事実と調査により明らかになった事実が合致しない場合、人民法院は確認を与えない」と規定している。

²²⁾ 小嶋明美『現代中国の民事裁判』(成文堂, 2006年) 26~27頁。

²³⁾ 趙旭東·前掲注(1)12頁。

²⁴⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)·前掲注(4)67頁。

恐れがあり $^{25)}$, また、当時の一般市民、特に勤労者たちが三審まで上訴を求めることは少ない $^{26)}$ 。もし、判決に誤りがある場合には、審判監督手続(再審のこと、詳しくは後述)により是正することもできる $^{27)}$ 、というのが二審制確立の通説的根拠である。

(c) 二審制の性格

中国では、旧ソ連の影響によって上訴の手続構造は長い間覆審制であった。2002年から施行された「証拠規定」及び2015年から施行された司法解釈から見れば、規定上は徐々に続審制へ移行していると思われるが²⁸⁾、実務上は覆審制が行われているようである²⁹⁾。詳しくは別稿に委ねたい。

広 既 判 力

再審の比較検討をする前に、確定判決に生じる既判力問題につき確認しておく必要がある。なぜなら、日本の通説によると、再審は既判力が生じている確定判決を再審判する点に特徴がある(日本民訴法338条1項参照)³⁰⁾。中国でも、再審は既判力が生じている確定判決を対象とする点は同じである(中国民訴法198条、199条、155条、この点に関しては後述)。そこで、既判力制度自体が同様のものなのかどうか、再審手続を比較検討する前提として、その点を確認しておく必要があるからである。

²⁵⁾ 中国人民大学刑法民法教研室編『中華人民共和国法院組織訴訟程序参考資料(第4輯)』 (中国人民大学出版社,1955年)158頁,吉村=上田編·前掲注(1)457頁(白出博之執筆)。

²⁶⁾ 中国人民大学刑法民法教研室·前掲注(25)158頁。

²⁷⁾ 中国人民大学刑法民法教研室:前掲注(25)159頁。

^{28) 2002}年から施行された「証拠規定」は中国民事訴訟の当事者主義への移行の信号とも言われる。その42条2項には二審において新しい証拠の提出を認められ、41条には「新しい証拠」の定義も定められた。また、2015年から施行された司法解釈には342条1項に当事者が第一審手続において実施した訴訟行為は第二審手続においても当該当事者に対して拘束力を有することを認められた。

²⁹⁾ 張衛平·前掲注(11)352~353頁。

³⁰⁾ 例えば,新堂·前掲注 (16) 939頁,上田·前掲注 (17) 625頁,川嶋·前掲注 (17) 947頁,河野·前掲注 (17) 839頁。

(a) 既判力の発生時点

中国でも、日本法と同様、判決の確定により、既判力が発生すると解されている³¹⁾。この点に関して中国民訴法には明確に既判力を規定する条文はないが、旧民訴法(2007年民訴法)111条5号の「判決・裁定がすでに法的効力が生じている事件について、当事者が再度訴えを提起した場合、申訴³²⁾で処理すると原告に告知する」という条文内容は正に「一事不再理」の原則を示すものであり、既判力を規定するものと張衛平教授は指摘する³³⁾。また、斉樹潔教授らは2012年民訴法155条、175条には「既判力」という言葉はないが、立法趣旨から見れば「法的効力が生じた判決」または「終審の判決」の顕著な特徴は確定性を有することなので、既判力の理論によって考えれば、間違いなく中国民訴法上、既判力の法的根拠となるという³⁴⁾。

また、「法的効力が生じた判決」とは、最高人民法院の判決並びに法により上訴が許可されず、または上訴期間が経過しても上訴していない判決である(中国民訴法155条)³⁵⁾。江偉教授らは立法趣旨や学理解釈から見れば「法的効力が生じた」という言葉は正に「判決確定」と同義語であると指

³¹⁾ 葉自強「論判決的既判力」法学研究1997年2期99頁,呉明童「既判力的界限研究」中国法学2001年6期83頁。

³²⁾ これは、「再審の申請」の意味である。後掲注(33)では、「再審の申し立て」となっているが、これは当事者に再審「申立権」が認められたことによる変更である。この点、吉村=上田編・前掲注(1)494頁以下(白出博之執筆)参照。

³³⁾ 全国人大常委会法制工作委員会民法室編『民事訴訟法立法背景与観点全集』(法律出版 社,2012年)610頁(張衛平教授発言)。2012年民訴法改正には,この条文を以下のように 改正した。124条5号「判決・裁定・調停書がすでに法的効力が生じている事件について, 当事者が再度訴えを提起した場合,再審を申し立てるよう原告に告知する。但し,人民法 院が訴えの取下げを許可した裁定を除く。」

³⁴⁾ 斉樹潔主編『民事訴訟法 [第十版]』(厦門大学出版社,2016年)55頁。2012年民訴法 155条は「最高人民法院の判決・裁定並びに法により上訴が許可されず,または上訴期間 が経過しても上訴していない判決・裁定は,法的効力が生じた判決・裁定となる」と規定し、175条は「第二審の人民法院の判決・裁定は,終審の判決・裁定である」と規定して いる。

³⁵⁾ 江偉主編『中国民事訴訟法専論』(中国政法大学出版社, 1998年) 139頁。

摘する³⁶⁾。台湾の楊建華氏も中国民訴法上には「判決確定」という言葉はないが、「法的効力が生じた判決」というのは実は確定判決のことであると指摘している³⁷⁾。

以上から、中国でも一般的には、上訴可能性がつきた時に判決が確定 し、その時点で既判力が生じると解されることになる。

(b) 既判力の本質

既判力の本質について,実体法説,訴訟法説,権利実在説,新訴訟法 説,新実体法説などの学説があり³⁸⁾,論争のあるところではあるが,日本 法での論説と大差がないので,詳しくは別稿に譲り,本稿では以上の言及 にとどめておきたい。

(c) 既判力の作用論

既判力には、積極的作用、消極的作用の二つの作用があるというのは中国の通説であり、この点も日本の通説と中国の通説で基本的には異なるところはない³⁹⁾。

- (d) 既判力の生じる範囲 (客観的範囲、主観的範囲、時的限界)
- ① 客観的範囲

既判力の客観的範囲については明文を欠くが、中国の通説は訴訟物に関して既判力が生じるという⁴⁰⁾。訴訟物論争に関しては、旧訴訟物論、新訴訟物論、新実体法説の三つの論争は中国の各学者からの紹介があり、中国

³⁶⁾ 江偉·前掲注(35)139~140頁。

³⁷⁾ 楊建華『大陸民事訴訟法比較与評析』(三民書局, 1991年) 135頁。

³⁸⁾ 詳しくは、江偉・前掲注(35)154~167頁、湯維建主編『民事訴訟法学 [第二版]』(北京大学出版社、2014年)56~57頁、田平安主編『民事訴訟法原理 [第六版]』(厦門大学出版社、2015年)302~303頁、斉樹潔・前掲注(34)57~58頁、葉自強「論既判力的本質」法学研究1995年5期30頁、劉剛倣「対民事訴訟中既判力概念和本質属性的思考」対外経済貿易大学学報1999年1期34~35頁参照。

³⁹⁾ 詳しくは、江偉・前掲注(35)169~175頁,李浩『民事訴訟法学[第三版]』(法律出版 社、2016年)250頁,鄧輝輝『民事訴訟既判力理論研究』(中国政法大学出版社、2014年) 66~73頁参照。

⁴⁰⁾ 常怡=肖瑶「民事判決的既判力客観範囲」甘粛政法学院学報2006年3期28頁。

の通説は旧訴訟物論である。

中国の立法及び実務から見れば、訴訟物とは、民事上の当事者間で争われており、法院での裁判が求められている、民事実体法律関係または民事実体権利である⁴¹⁾。中国の通説もこの見解を採るが、斉樹潔教授らは広義の「訴訟上の請求」こそ訴訟物であると主張している⁴²⁾。その訴訟上の請求を訴訟物の特定基準と解すれば、処分原則の遂行、当事者双方の公正への保障および攻撃・防御にも有利であるという⁴³⁾。また、判決理由中の判断の既判力について、明文はないが、中国の通説は判決理由中の判断には既判力を認めない⁴⁴⁾。しかし、何らかの既判力以外の拘束力を認めるべきかについては、日本法と同様、争いがある。

② 主観的範囲

この点も明文はないが、既判力の主観的範囲は、原則上、当事者のみに限定するが、例外として、口頭弁論終結後の当事者の承継人、当事者もしくは当事者の承継人の利益のために訴訟の目的物を占有している人、形成判決を受ける第三者までも拡張するというのが通説である⁴⁵⁾。また、確定判決を下す法院自身も既判力の主観的範囲の中に含めるべきと主張している学者もいる⁴⁶⁾。

③ 既判力の時的限界

この点も明文がないが、中国の場合、厳格な弁論主義はとっていないた

⁴¹⁾ 江偉=肖建国・前掲注(2)25頁。この点、吉村=上田編・前掲注(1)35頁(小嶋明美執筆)。

⁴²⁾ 斉樹潔·前揭注(34)50頁, 洪冬英主編『民事訴訟法学通論[第二版]』(北京大学出版 社、2016年)35頁。

⁴³⁾ 洪冬英·前掲注(42)35頁。

⁴⁴⁾ 江偉・前掲注(35)203頁,斉樹潔・前掲注(34)59頁,趙鋼=占善剛=劉学在『民事 訴訟法[第三版]』(武漢大学出版社,2015年)303頁参照。なお、ほかの見解については、 江偉=肖建国「論既判力的客観範囲」法学研究1996年4期43~48頁,湯維建・前掲注 (38)64頁,厳仁群「既判力客観範囲之新進展」中外法学2017年2期554頁,胡軍輝=劉佳 業「民事摂判力客観範囲拡張的理論及評析」湘潭大学学報2012年4期41頁参照。

⁴⁵⁾ 江偉 = 肖建国·前掲注(2)310頁。

⁴⁶⁾ 斉樹潔・前掲注(34)59頁。

め、弁論終結は当事者が訴訟資料を提供する終点ではなく、判決の基礎も 弁論終結前の訴訟資料にこだわらないので、法廷審理の終結時または判決 書の発効時こそ中国民訴上の既判力の基準時であると主張する学者がい る⁴⁷⁾。ほかには、中国にも口頭弁論終結時を既判力の基準時として確定す べきと主張する学者もいる⁴⁸⁾。

いずれにせよ,日本・中国共に,既判力が確定判決に生じるものである こととその作用が同じであることが確認されたので,この問題の詳細は別 稿に委ねるとして,本稿の議論を先に進めることにしたい。

3 現行中国民訴再審手続の手続概要と特徴

次に、日本法と比較しつつ、現行中国民訴法の再審手続の概要と特徴を述べ、問題点を明らかにする前提資料としたい。

(1) 再審の沿革および改正法の要点

趙論文によると、「再審難」の背景には、中国社会の変化があるといわれている。90年代に入り、市場経済が発展したことにより、紛争内容が複雑化し始め、かつ、商事紛争が増加し、裁判による私的権利保護の要求も増加した。

すでに「再審」という用語は、初期の民事訴訟手続でも採られていた mu^{49} . 統一的な民訴法の試行法である1982年民事訴訟法では簡略的な手続

⁴⁷⁾ 湯維建·前掲注(38)60頁, 呉明童·前掲注(31)82頁。

⁴⁸⁾ 丁宝同『民事判決既判力研究』(法律出版社, 2012年) 238頁, 林剣鋒「民事判決的標準時与既判力的時間範囲」民事程序法研究2007年00期100頁。

⁴⁹⁾ 例えば、1951年に採択された人民法院暫行組織条例28条6号には、最高人民法院の管轄について、民事事件における確定判決に重大な誤りを発見した場合、再審手続によって処理すると規定した。また、1954年に採択された人民法院組織法(現行の1979年に採択された人民法院組織法と区別する)12条2項には、最高人民法院は各級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、上級人民法院は下級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、誤りを発見した場合、当該事件を取り上げて自ら審理をし直人

に止まっていた。それが、上記の社会変化に対応すべく、2007年の改正法を経て、2012年の最近の改正法で大幅に改正されることになるわけである。 再審手続の改正について、趙論文も論及した民事訴訟法改正案(草案) (以下「草案」という) は2011年10月29日に公表され、その後、2011年10月に第1回審議、2012年4月に第2回審議、2012年8月に第3回審議の三回の審議を経て、かなりの修正を受けて最終採択案(公式に公表された民事訴訟法改正案、すなわち2012年改正法)となった。

(ア) 再審管轄(再審裁判所)

再審管轄に関する改正について、草案では、2007年改正法の、当事者は上級人民法院に再審を申立てることができる旨の規定に加え、公民⁵⁰⁾間に起こされた事件は原審人民法院に再審を申立てることもできると規定したが、最終採択案には、その2007年改正法の規定に加え、一方当事者の人数が多い事件または当事者双方が公民である事件は、原審人民法院に再審を申立てることができると規定した(2012年改正法199条)。元々、2007年改正法には、立法者は「申訴難」(すなわち「再審難」のこと)という難題を解決するため、または多重申訴・重複審査および当事者の原審人民法院への不信感などの問題をも解決するため⁵¹⁾、当事者は原審人民法院の上級人民法院のみに再審を申立てることができると規定したが、2007年改正法実施

[▶]すかまたは下級人民法院に再審を命じる権限を有すると規定した。

⁵⁰⁾ 趙論文では「自然人」と記述されている。趙旭東・前掲注(1)16頁参照。中国憲法33条1項は「中華人民共和国の国籍を有する者は、全て中華人民共和国の公民である」と規定する。

⁵¹⁾ 中国全人代常務委員会法制工作委員会副主任たる王勝明の2007年6月24日の「中華人民 共和国民事訴訟法改正案(草案)に関する説明」参照。また、同説明によると、「申訴難」 とは、再審すべき事件は再審されず、適時に再審すべき事件が長い間再審されず、多くの 当事者の再審の申立て権利は保障されないという問題である。「多重申訴・重複審査」と は、2007年民訴法改正前、当事者は原審人民法院または直近上級の人民法院に再審を申立 てることができるため、実務中に当事者は両方の人民法院にも申立てをする事件がよくあ り、結局は多重申訴・重複審査の問題に至った。当時の中国民訴には、重複起訴禁止規定 がなかったことも原因の一つである。現在では、2015年司法解釈247条がある。

後、上級人民法院の業務量の膨大な増長とともに、再審申立に対する審査 の品質などにも影響を及ぼすことが生じた⁵²⁾。

2012年改正法は前述の多重審査などの問題と上級人民法院の業務量などとのバランスを保つため、草案には公民間の事件である場合は原審人民法院への再審申立てることを認めた。また、一方当事者の人数が多い事件はよく社会的な問題に発展することがあるゆえ、社会的安定などを考慮して、最終採択案では一方当事者の人数が多い事件または当事者双方も公民である事件は原審人民法院に再審を申立てることができると規定している⁵³⁾。

(イ) 検察院により法律監督権の拡大

中国では、検察院は憲法により法律監督という権限が付与されている⁵⁴⁾。2012年法改正の前、検察院は民事審判活動に対して法律監督権(2007年民訴法14条)または抗訴⁵⁵⁾提出権および抗訴による出廷権(2007年民訴法187条~190条)を有するが、2012年改正法では、検察院の法律監督権を「民事審判活動」から「民事訴訟」まで拡大し(14条)、検察建議(検察の提案、趙論文は「検察意見」という)提出権(208条)、当事者および当事者以外の者への調査権(210条)、民事執行活動に対する監督権(235条)も増設した。

⁵²⁾ 江必新主編『新民事訴訟法理解適用与実務指南 [修訂版]』(法律出版社, 2015年) 766 頁。

⁵³⁾ 江必新·前掲注(52)766~771頁。

⁵⁴⁾ 中国憲法134条は「中華人民共和国人民検察院は、国の法律監督機関である」と規定している。

^{55) 「}抗訴」とは、検察院は、法院が下したすでに法的効力が生じた判決・裁定に確かに誤りがあると認め、または調停書が国家利益・社会公共利益を書すると見つかった場合、法により法院に対して再審理を求める訴訟活動である。江偉=肖建国・前掲注(2)353頁。また、「「抗訴」とは検察庁が裁判所の判決に見直しを求める行為を指す」という見解もある。趙旭東・前掲注(1)12頁。なお、中国の刑事訴訟法でも、「抗訴」という用語も使われる。例えば、243条3項。「抗訴」については、吉村=上田編・前掲注(1)511頁(白出博之執筆)が詳しい。

再審手続に関して一番注目されるのは検察建議提出権である。2012年法改正前、検察院は法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定⁵⁶⁾について再審事由を発見する場合は抗訴しなければならないと規定されていた(2007年民訴法187条)が、2012年改正法では抗訴権をそのまま保った上で、調停書が内容上国家利益・社会公共利益を害することを発見した場合にも抗訴しなければならないと規定された。また、地方の各級人民検察院が、すでに法的効力が生じた同級の人民法院の判決・裁定について、再審事由のいずれかに該当すること,または調停書が国家利益・社会公共利益を害する内容を有することを発見した場合には、同級の人民法院に検察建議を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができると規定している(2012年民訴法208条1項、2項)。さらに、最終採択案は、草案より、各級の人民検察院は、審判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の不法行為についても、同級の人民法院に検察建議を提出する権限を増設した(208条3項)。

なお、当事者も検察院に検察建議または抗訴を申請することが認められ、2012年改正法209条にはその申請事由を規定し、検察院の審査期間

- 一 受理しない場合。
- 二 管轄権に対して異議のある場合。
- 三 訴えの提起を却下する場合。
- 四保全及び先行執行。
- 五 訴えの取下げを許可し、または許可しない場合。
- 六 訴訟を中止し、または終結する場合。
- 七 判決書の記載上の誤りを補正する場合。
- 八 執行を中止し、または終結する場合。
- 九 仲裁判断を取り消し、または執行しない場合。
- 十 公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しない場合。
- 十一 裁定により解決することを必要とするその他の事項。
- 2 前項第一号から第三号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。

⁵⁶⁾ 判決の一種。中国民訴法154条には「裁定は次の各号に掲げる範囲に適用する。

(3ヶ月以内)も規定している。

(ウ) 再審事由

再審事由について、最終採択案と草案はほぼ変わりがない。

- ① 2007年民訴法179条1項5号に定めた「事件の審理に必要な証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合に人民法院が調査・収集を行わなかった場合」という事由について、2012年改正法は「事件の審理に必要な証拠」を「事件の審理に必要な主たる証拠」と改正して、証拠の範囲を縮小している。
- ② 再審事由としての「管轄違い (2007年民訴法179条1項7号)」を削除した。そもそも、「管轄違い」は日本民訴法312条2項3号の影響を受けて2007年民訴法改正により再審事由として登場されたもの⁵⁷⁾で、実務上の地方保護主義を避けることや管轄違いへの救済を強化することが当時の立法趣旨であったが、結局、司法資源の浪費や重複救済⁵⁸⁾を引き起こして、学者からの批判もあり、2012年改正法はこの事由を削除することになった。
- ③ 「法定手続違反が、事件を正確に判決・裁定することに影響を及ぼす場合 | (2007年民訴法179条2項) という事由を削除した。

(工) 再審期限

2007年民訴法には「当事者は、再審を申し立てる場合、判決・裁定の法

⁵⁷⁾ 江必新·前掲注(52)778頁。

^{58) 2007}年民訴法38条は、人民法院が事件を受理した後において、当事者が管轄に対し異議がある場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出する権利があり、140条2項は管轄違いの裁定に対して、上訴することができるにもかかわらず、179条1項7号では管轄違いは再審事由の一つであるところから、再審による救済はもはや重複救済になるのではと研究者たちは疑問視していた。例えば、趙信会「民事再審事由:理念反思与修改評価」甘粛政法学院学報2009年6期56頁、張衛平「再審事由構成再探討」法学家2007年6期16~17頁、鄭妮「民事再審理由熱思考」社会科学研究2008年5期90頁参照。

的効力が生じた後2年以内に提出しなければならない」(2007年民訴法184条1文)と規定したが、2012年改正法はその期限を「6ヶ月以内」に改正している。また、2007年民訴法には「その2年後では、原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合、および裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法律を枉げて裁判する行為があった場合には、それを知りまたは知ることができた日から3ヶ月以内に提出しなければならない」(2007年民訴法184条2文)と規定したが、2012年改正法には、①新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合、②原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合、③原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合、④裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法律を枉げて裁判する行為があった場合、の四つの場合にはそれを知りまたは知ることができた日から6ヶ月以内に提出しなければならないと規定している。(2012年改正法205条)

(2) 再審手続の手続概要と特徴

以上のような改正の結果, 手続概要は現在以下のようなものとなっている。

(ア) 再審手続の目的

① 再審手続と審判監督手続

中国の再審手続は民事訴訟法第16章「審判監督手続」の下に規定されている。中国では、「再審手続」と「審判監督手続」の二つの概念が常に通用されてきた⁵⁹⁾。通説によれば、再審とは、すでに法的効力が生じた裁判の誤りを是正するため事案を再審理する手続であり、両者は同じものである⁶⁰⁾。

⁶⁰⁾ 江偉=肖建国·前掲注(2)333頁,吉村=上田編·前掲注(1)489頁(白出博之執筆)。

ほかには、再審手続と審判監督手続の関係について、「並列説」と「前 置説」も存在している。

並列説によれば、審判監督手続とは審判監督権を有する法定機関・組織・人員が監督権を行使して人民法院の法的効力を生じた判決の誤りに対して監督を行う手続であり、再審手続とは人民法院が法的効力を生じた判決に対して事件を再審理する手続で、法定機関・組織・人員以外に当事者にも訴権として再審手続を提起することを認めるものである。そこで、審判監督手続は当事者による再審と並列して再審手続を開始させる一種の方法であり、再審手続の重要な一部として再審手続と同一視してはならないという⁶¹⁾。

前置説によれば、審判監督手続は再審手続を起動するために備えなければならない前置き手続であって、再審手続は審判監督手続の後続手続であり、再審手続の起動は必ず審判監督手続の審理を前提とする⁶²⁾。

また、民事訴訟法第16章の標題が「審判監督手続」と命名されている原因について、章武生教授は以下のように分析している。まず、民事訴訟法第16章は1982年の民事訴訟法(試行)の「審判監督手続」という章に基づいて制定されたものである。1982年の民事訴訟法(試行)と比べれば、当事者による再審および検察院による再審は新たに追加された内容であるにもかわらず、立法者はこの変更を無視して1982年の民事訴訟法(試行)の標題をそのまま使用していた。また、1991年の立法は、当事者による再審の申立てという手続を加えたが、それを独自の再審の訴えとは考えず、1982年の民事訴訟法(試行)の「申訴」と呼ばれていた再審手続と類似するものにすぎず、法院による再審の発動を促すものとされたと考えられるという⁶³⁾。

⁶¹⁾ 章武生「再審程序若干問題研究」法学評論1995年1期52頁,亓栄霞「再審程序若干概念 的反思与定位」山東審判2002年1期19頁。

⁶²⁾ 趙鋼 = 占善剛 = 劉学在・前掲注(44)309頁。以上の論争は、吉村 = 上田編・前掲注(1)490頁(白出博之執筆)でも紹介がある。

⁶³⁾ 章武生「論民事再審程序的改革」法律科学2002年1期107~108頁。

当時の立法者たちの立法趣旨は以下のようなものであった。「昔の当事者による申訴の申請は、今は再審の申立てに改正された。……法院の同志たちの見解によると、今の申訴(再審申立てのこと)にはきりがなく、「四無限」という事態になった。すなわち申訴には時間の制限がない、回数の制限がない、申訴の法院等級にも制限がない、事件の種類にも制限がない。「四無限」は法院に莫大な負担を与えた。……そこで、改正する時に一部の専門家は再審手続を確立しようと提言して、条件に合致すれば再審を行う、申訴という呼び方も捨てることになった」と⁶⁴⁾。ここでは(当時の)「申訴」と(新たな)「当事者の再審申立て」との本質的な違いについて十分な認識はないようにも見られるので、上記の章武生教授の推論を裏付けるものといえようか。

② 再審手続の目的

日本法では、再審は、確定判決に対して、その訴訟手続に重大な瑕疵があったことやその判断の基礎資料に重大な欠陥があったことを理由にして、当事者がその判決の取消しと事件の再審判を求める非常の不服申立方法であるが、中国法の再審手続は「実事求是、有錯必究」(真実追究)という理念の指導の下で設計されたものであって⁶⁵⁾、再審は前述のように、すでに法的効力が生じた裁判の誤りを是正するため事件を再審理する手続であるといわれている。

こういう立法理念は中国民事訴訟法2条に規定されている民事訴訟法の 任務にも現れているといわれている。同2条は「中華人民共和国民事訴訟 法の任務は、当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が 事実を調査の上明らかにし、是非を明らかにし、法律を正確に適用し、速 やかに民事事件を審理し、民事上の権利・義務関係を確認し、民事上の不 法行為を制裁し、当事者の合法権益を保護し、公民が自覚をもって法律を

⁶⁴⁾ 最高人民法院民事訴訟法培訓研編『民事訴訟法譴座』(法律出版社 1991年) 52~53頁。

⁶⁵⁾ 湯維建·前掲注(38)267頁,何兵=潘剣鋒「司法之根本:最後的審判抑或最好的審判?——対我国再審制度的再審視」比較法研究2000年4期417頁。

遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持・保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障すること」と規定する。また、再審手続は中国民事訴訟法第16章「審判監督手続」の下で規定されていることから、中国再審手続の立法趣旨は「監督」であると言ってもいいであろう。湯維建教授は審判監督手続の設計原理は「有錯必究」という指導思想でその立法趣旨は裁判官の裁判権を監督して法的効力が生じた判決にもう一つの救済方法を設置するためであると指摘する⁶⁶⁾。以上の理由で、中国現行の再審手続の目的は、法的効力が生じた判決の誤りを是正することにある、というのが中国での通説的見解である。

③ 二審制との関係

二審制と再審との関係について、中国の学者たちは以下のように論じている。

張衛平教授は、第二審手続は上訴審手続または終審手続ともいわれ、上 訴人の上訴行為により開始されるものであり、その目的は第二審による一 審の不利な判決の変更である⁶⁷⁾。また、再審の目的は、ある程度の条件の 下で、再度の審理による裁判の実体的正義及び手続的正義を実現すること にある、という⁶⁸⁾。

博郁林教授は、今の中国の審級制は「二審終審制を基礎とし、再審手続は補充」であると主張し、上訴目的は二審法院による一審判決の是非を裁判し、一審判決を取消しもしくは変更することである⁶⁹⁾。再審の目的は第二審手続と同じで、原判決・裁定の誤りを是正し、司法の正確および公正を保護するためのものであるという⁷⁰⁾。

李浩教授は、二審手続の目的は、当事者の救済が主たる目的であり、ほ

⁶⁶⁾ 湯維建・前掲注 (38) 267頁。以上の議論は同時に再審の理論的根拠ともなる。それに 関しては、吉村=上田編・前掲注 (1) 490頁以下 (白出博之執筆) 参照。

⁶⁷⁾ 張衛平·前掲注(11)351頁。

⁶⁸⁾ 張衛平·前掲注(11)374頁。

⁶⁹⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)·前掲注(4)67,287頁。

⁷⁰⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)·前掲注(4)301頁。

かに下級法院の審判を監督し、法律解釈の統一を行うことも目的であると 指摘する 71 。

江偉教授は、上訴審の目的は当事者の権利保護および法律の解釈の統一 および適用であると主張している⁷²⁾。

田平安教授は、上訴手続の目的は裁判の誤りを是正するためにほかならない、また、歴史的に見れば二審終審制は中国の国情(地域・人口・交通・経済状況)にふさわしいものであると主張する⁷³⁾。

(イ) 再審手続

日本では、再審開始決定手続と本案再審判手続の二段階となっている。 この点は、中国でも同じで、前者の手続を「再審審査手続」といい、後者 の手続を「再審審理手続」としている。つまり、再審審査手続と再審審理 手続の二段階がある⁷⁴。

再審審査手続は再審事由の有無を中心に審理し、審査手続によって裁定 で再審理を許可して初めて次の再審審理手続に入ることができる。傅郁林 教授はこれを再審立案手続または再審起動手続と呼ぶ⁷⁵⁾。しかし、日本法 のように、前者の手続を簡易な決定手続で行うわけではなく、また、再審 開始決定判断が確定してから次の手続に移るわけではない。

再審審査手続について,中国民事訴訟法199条には受理の管轄,203条には再審申請書,204条1項には再審事由の審査,205条には期間制限,208条~213条には抗訴と検察建議に関して定めている。

再審審理手続について、中国民事訴訟法40条3項は法廷の組織、204条2項には審理法院の審級、206条には再審を決定した後の原判決・原裁

⁷¹⁾ 李浩・前掲注(39)299頁。

⁷²⁾ 江偉 = 肖建国·前掲注(2)316頁。

⁷³⁾ 田平安·前掲注(38)97~98頁参照。

⁷⁴⁾ 江偉=肖建国・前掲注(2)334頁。詳しくは、吉村=上田編・前掲注(1)492頁以下 (白出博之執筆)。

⁷⁵⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)·前掲注(4)299頁。

定・原調停書の執行、207条には審理を適用する手続に関して定めている。

(ウ) 再審事由

民事再審事由とは、法院が民事再審手続を開始するための理由または根拠であり、再審手続の扉を開ける鍵とも言われる⁷⁶⁾。その目的は、一定の条件の下で再審判することで裁判の実体的正義および手続的正義を実現することにあるという⁷⁷⁾。現行の民事訴訟法によると、法院、検察院、当事者、第三者、の四つの主体が再審を提起することができるため、再審事由も法院、検察院、当事者、第三者によって異なる。まず、当事者から見ていきたい。

(a) 当 事 者(以下、本稿ではこの場合を「当事者再審」という)

1982年の民事訴訟法(試行)は、法院が自ら開始する場合の再審事由しか規定していなかった。1991年、公式な民事訴訟法が施行され、その179条に初めて、当事者の申立てによる再審事由が定められた。つまり、新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合、原判決・裁定の事実認定における主たる証拠を欠く場合、原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合、法定の手続に違反して事件の正確な判決・裁定を影響する可能性があった場合、裁判人員が当該事件を審理した際に汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合、の5個の事由である⁷⁸⁾。

⁷⁶⁾ 張衛平「民事再審事由研究」法学研究2000年5期103頁。

⁷⁷⁾ 張衛平・前掲注(11)374頁。再審事由に関しては、吉村=上田編・前掲注(1)498頁以下(白出博之執筆)も参照。

^{78) 1991}年民事訴訟法179条は「当事者の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は再審をしなければならない。(一)新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合、(二)原判決・裁定の事実認定における主たる証拠を欠く場合、(三)原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合、(四)人民法院が法定の手続に違反して事件の正確な判決・裁定を影響する可能性があった場合、(五)裁判人員が当該事件を審理した際に汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合。人民法院は前項の規定にあわない申請に対して、却下することとなる」と規定した。

2007年の民事訴訟法改正は、当事者再審の再審事由を、下記のように、5個から13個まで追加した。

- ① 新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合。
- ② 原判決・裁定で認定された基本事実が証拠による証明を欠く場合。
- ③ 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものである場合。
- ④ 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が質疑を経ていない場合。
- ⑤ 事件の審理に必要な証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら 収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立 てた場合において、人民法院が調査・収集を行わなかった場合。
 - ⑥ 原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。
 - (7) 法律の規定に違反して、管轄に誤りがある場合。
- ⑧ 裁判組織の構成が適法ではない場合,または法により回避すべき裁判人員が回避をしなかった場合。
- ⑨ 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず、または訴訟 に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由 により訴訟に参加しなかった場合。
 - ⑩ 法律の規定に違反して、当事者の弁論権を剥奪した場合。
 - ① 召喚状による召喚を経ずに 欠席判決を行った場合。
- ② 原判決・裁定に訴訟上の請求についての遺漏があった場合, または原判決・裁定が訴訟上の請求を越えた場合。
- ③ 原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合。

また、法定の手続違反が事件の正確な判決・裁定に影響する可能性があった場合、または裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合、人民法院は再審しなければならない。

2012年、民事訴訟法は再び改正され、当事者の再審事由について「法律の規定に違反して、管轄に誤りがある場合」と「法定の手続違反が事件の正確な判決・裁定に影響する可能性があった場合」という条文が削除され、また、2007年民訴法179条5号の「事件の審理に必要な証拠につき」という条文が「事件の審理に必要な主たる証拠につき」という内容に改正された(2012年民訴法200条)。以下では、改正後の再審事由について、詳しく述べておきたい。

① 新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合。

この「新たな証拠」について、最高人民法院が2008年発布した「民事訴訟法における審判監督手続の適用の若干問題に関する司法解釈」(法釈 [2008] 14号)(以下,この解釈を「審監解釈」という)10条によると、原審の開廷審理の終了前にすでに客観的に存在し、開廷審理の終了後に見つけた新たな証拠、原審の開廷審理の終了前に見つけたものの、客観的な原因で取得できず、または指定期間内に提出できなかった証拠、原審の開廷審理の終了後に元の鑑定人、検証筆録者が改めて鑑定、検証を行って元の結論を覆した証拠、当事者が原審で提出した主な証拠が原審で質疑、認証を得ていないものの、原判決・裁定を覆すことができる証拠、の四つの場合は「新たな証拠」とみなされる。

2015年司法解釈387~388条によると、再審申立人の提供する新たな証拠が、原判決・裁定に基本的な事実の認定または裁判の結果に誤りがあることを証明できる場合もこの事由と認定する。ただし、これと合致する証拠については、再審申立人は法院にそれが期限を過ぎて当該証拠を提供した理由を説明しなければならない。また、申立人は提出する新たな証拠が原審の開廷審理終了前にすでに存在して客観的な原因により開廷審理終了後に発見された場合、原審の開廷審理終了前にすでに発見されていたが客観的原因により取得できずまたは定められた期限までに提出できなかった場合、原審の開廷後に形成されてそれに基づき別途訴えを提起できない場合、の三つの場合は期限を過ぎて証拠を提供した理由があると認定でき

る。さらに、再審申立人の提出した証拠が原審にすでに提供され、原審法 院が証拠に対する質疑せず且つ裁判の根拠としていない場合も期限を過ぎ て証拠を提出した理由があるとみなされる。

こういう「新たな証拠」に関する司法解釈について、張衛平教授は前述審監解釈10条の「当事者が原審で提出した主な証拠が原審で質疑、認証を得ていないものの、原判決・裁定を覆すことができる証拠」も含まれるという解釈は、質疑、認証されていない証拠の合法性を認めることになるので、削除すべきと主張している⁷⁹⁾。また、当事者により提出される証拠が証人や証言の場合、その取得の容易さと証拠の主観的随意性などから考えれば、「新たな証拠」という範囲から排除すべきという主張もある⁸⁰⁾。

② 原判決・裁定で認定された基本事実が証拠による証明を欠く場合。 審監解釈11条によると、「基本事実」とは、原判決・裁定の結果に対し 実質的な影響を及ぼし、当事者の資格、事件の性質、具体的な権利義務及 び民事責任等の主要内容を確定するのに用いる事実である。

審監解釈は「基本事実」について解釈を行ったが、そもそも再審で事実 認定を行うべきか否かについてもまだ論争中である上、事実の認定も推定 で認定する場合が存在し、「証拠による証明を欠く」ということの判断に ついて、証明基準も明確に規定されない現行法では実に極めて困難なこと なので、この事由を削除または改正すべきとの主張がある⁸¹⁾。

③ 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合。

ここでは、「原判決・裁定の事実認定」の中の「事実」について、「事 実」の範囲に明確な規定がないため、制限しないと再審の適用の範囲も広 くなってしまうため、「原判決・裁定の基本事実認定」というように改正

⁷⁹⁾ 張衛平「再審事由規範的再調整」中国法学2011年3期68頁。本号以下の再審事由については、吉村=上田編・前掲注(1)498頁以下(白出博之執筆)も参照。

⁸⁰⁾ 劉義柱「関与民事再審事由適用的若干思考」山東審判2014年3期97頁。

すべきという主張があり $^{82)}$ 、また、その「偽造」について、「変造」や「虚偽」の場合も含めるはずとの主張がある $^{83)}$ 。

④ 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠が質疑を経ていない場合。

2015年司法解釈103~104条は次のように規定する,すなわち,証拠は法廷に提示して当事者が相互に証拠に対する質疑を行わなければならない,質疑を経ていない証拠は事実認定の根拠としてはならない,法院は当事者に証拠の真実性,合法性および証明対象事実との関連性を中心にして証拠に対して質疑を行わなければならない。

また、2015年司法解釈389条によると、当事者が、原判決・裁定における事実認定の主たる証拠について原審で証拠に対して質疑の意見を述べることを拒絶し、または質疑の段階で証拠に対して質疑の意見を述べなかった場合は、この事由に該当しない。

⑤ 事件の審理に必要な主たる証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合において、人民法院が調査・収集を行わなかった場合。

審監解釈12条によると、「事件の審理に必要な証拠」とは、法院が事件の基本的事実を認定するのに欠かせない証拠を指す。

この条文について、2012年民訴法改正前は「事件の審理に必要な証拠」という表現であったが、2012年の改正により「主たる」を加えて、当事者と法院が「主たる証拠」ではない証拠または従的証拠により再審を起動することを制限しようとした⁸⁴⁾。なお、「客観的な理由」について、抽象的な概念で再審事由としては不適切で、張衛平教授はこの条文を削除すべきと主張している⁸⁵⁾。ほかには、書面による人民法院に対する調査・収集の

⁸²⁾ 張衛平·前掲注(11)375頁。

⁸³⁾ 劉義柱·前掲注(80)98頁,孫祥壮『民事再審程序:従立法意図到司法実践』(法律出版社,2016年)125頁。

⁸⁴⁾ 孫祥壮·前掲注(83)89頁。

⁸⁵⁾ 張衛平·前掲注(79)69頁。

申し立てについて、当事者は証拠の手がかりを提供すべきと劉義柱氏が主張している 86 。

⑥ 原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。

審監解釈13条によると,適用した法律が事件の性質上明らかに合致しない場合,民事責任の確定上明らかに当事者の契約または法律規定に違反する場合,すでに失効した法律またはまだ施行していない法律を適用した場合,法律の溯及力規定に違反する場合,法律の適用規則に違反する場合,明らかに立法の趣旨に違反する場合,の六つの場合は「法律適用に明らかな誤りがある」とみなす。2015年司法解釈390条もこの点を重ねて表明している。

⑦ 裁判組織の構成が適法ではない場合, または法により回避すべき裁判人員が回避をしなかった場合。

2012年民訴法の第一編の第三章は裁判組織,第四章は回避について規定している。それによると、人民法院が第一審の民事事件を審理する場合には裁判官及び陪審員が共同で合議廷を構成し、または裁判官が合議廷を構成する。人民法院が第二審の民事事件を審理する場合には裁判官が合議廷を構成する。合議廷の構成員数は、奇数でなければならない。また、当該事件の当事者であり、または当事者もしくは訴訟代理人の近親者である場合、当該事件と利害関係を有する者である場合、当該事件の当事者、訴訟代理人とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼすおそれのある場合、の三つの事由のいずれかに該当する場合、裁判人員が自ら回避しなければならず、当事者は口頭または書面によって該当者の忌避を申し立てる権利を有する。さらに、裁判人員が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受け、または規定に違反して当事者、訴訟代理人と面会した場合、当事者は該当者の忌避を請求する権利を有する。この回避に関する規定は書記官、翻訳、鑑定人及び検証人にも適用する。

⁸⁶⁾ 劉義柱·前掲注(80)99頁。

⑧ 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず,または訴訟 に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由 により訴訟に参加しなかった場合。

ここの「訴訟に参加すべき当事者」の範囲について、傅郁林教授は、拡大的な解釈をすべきではなく、一般的には、必要的共同訴訟人しか含めていないはずと指摘している⁸⁷⁾。

⑨ 法律の規定に違反して、当事者の弁論権を剥奪した場合。

この事由は2007年民訴法改正で加えられた条文であるが、立法者は当初、「当事者の弁論権を制限した場合」と規定するつもりが、結局、別途からの建議によって「当事者の弁論権を剥奪した場合」と規定した⁸⁸⁾。

審監解釈15条によると、原審の開廷審理過程において、裁判人員が当事者の弁論権の行使を許可せず、または訴状の副本もしくは上訴状の副本等を送達しないで、当事者が弁論権を行使できなかった場合は、人民法院が「当事者の弁論権を剥奪した」と認定するが、法により審理過程に欠席し、法により判決・裁定した場合は除外する。

さらに、2015年司法解釈391条によると、原審の開廷審理過程において、 当事者に弁論意見を述べることを認めなかった場合、開廷審理をすべきで あるのに開廷審理をしなかった場合、訴状の副本または上訴状の副本を法 律規定に違反して送達し、これにより当事者が弁論権を行使できなかった 場合、当事者の弁論権を違法に奪った等の場合、の四つの場合も含める。

⑩ 召喚状による召喚を経ずに、欠席判決を行った場合。

中国民訴法143条,144条,145条には欠席判決の事由を規定している。 すなわち,原告が召喚状により召喚され,正当な理由なく出廷を拒絶し, もしくは法廷の許可なく中途退廷した場合において,被告が反訴した場 合,または被告が召喚状により召喚され,正当な理由なく出廷を拒絶し, もしくは法廷の許可なく中途退廷した場合,または人民法院が訴えの取下

⁸⁷⁾ 江偉主編 (傅郁林副主編)·前掲注(4)308頁。

⁸⁸⁾ 張衛平·前掲注(58)17頁。

げを許可しない旨を裁定した場合において,原告が召喚状により召喚され,正当な理由なく出廷を拒絶した場合,欠席判決を下すことができる。

① 原判決・裁定に訴訟上の請求の遺漏があった場合, または原判決・裁定が訴訟上の請求内容を越えた場合。

2015年司法解釈392条によると、ここの「訴訟上の請求」とは、一審の訴訟上の請求および二審の上訴請求が含まれるが、当事者が一審判決・裁定について本号事由につき上訴を提起していない場合は再審は認められない。再審の補充性を示すもので、通常上訴で主張できるのにそれをしなかった場合は、もはや再審を求める必要を認めないということを意味する。なお、この事由には問題がある。まず、訴訟上の請求の遺漏および超過判断は「裁定」に関係がなく、「判決」の場合しかない。また、訴訟上の

判断は「裁定」に関係がなく、「判決」の場合しかない。また、訴訟上の請求を遺漏する場合は、当事者が遺漏されたに部分につき追加訴訟を提起すればいいだけで、再審を提起する必要がない。訴訟上の請求を超えた場合には、当事者が再審開始後に訴訟上の請求を追加すればいいだけだからであると言われている⁸⁹⁾。

② 原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合。

審監解釈16条によると、基本的事実と事件の性質に対する原判決・裁定の認定がその他の法律文書に基づき下され、この「その他の法律文書」が取消または変更された場合もこの事由に該当することができる。

また,2015年司法解釈393条によると,ここでの法律文書の範囲は,法 的効力が生じた判決書,裁定書,調停書,仲裁判断書,強制執行の効力を 有する公証債権文書である。

③ 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合。

審監解釈18条によると、「裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・

⁸⁹⁾ 張衛平·前掲注(79)69~70頁。

収賄行為, 私利を図って法律を枉げる裁判行為」とは, 再審事由判断時に, すでに関連刑事法律文書または規律処分決定により, その行為の存在が確認されている場合をいう。

また、2015年司法解釈394条は、これはすでに効力が生じた刑事法律文書または規律処分決定により確認された行為である点を重ねて表明した。

この事由について、傅郁林教授は、当該事件を審理した際に裁判人員が上記の行為があった場合にのみ、当該事件の再審事由が認められるべきであり、当該事由を拡大して適用すべきではないと指摘している⁹⁰⁾。

(b) 法 院(以下、本稿ではこの場合を「法院再審」という)

法院が再審を提起できる旨を初めて規定したのは、1951年の人民法院暫行組織条例である。その28条6号は、最高人民法院の管轄について、民事事件における確定判決に重大な誤りが発見された場合、再審手続によって処理すると規定した。また、1954年の人民法院組織法12条1項により、各級人民法院の院長は当該人民法院のすでに法的効力が生じた判決および裁定について、事実認定または法律適用に誤りがあることを発見した場合、審判委員会の処理に付さなければならない。また、同条の2項によれば、最高人民法院は各級人民法院のすでに法的効力が生じた判決および裁定について、上級人民法院は下級人民法院のすでに法的効力が生じた判決および裁定について、誤りがあると発見した場合、当該事件を取り上げて自ら再審理をするまたは下級人民法院に再審を命じる権限を有する。

1982年に施行された民事訴訟法(試行)157条には「各級の人民法院の院長は、すでに法的効力が生じた当該法院の判決・裁定について、明らかな誤りがあり、再審の必要がある場合には、審判委員会に提出し、討論の上決定する。最高人民法院はすでに法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決・裁定について、上級の人民法院はすでに法的効力が生じた下級の人民法院の判決・裁定について、明らかな誤りがあることを発見した場合

⁹⁰⁾ 江偉主編(傅郁林副主編)・前掲注(4)309頁。

には、当該事件を取り上げて自ら再審理し、または下級の人民法院に再審 を命ずる権限を有する | と定めた。

1991年の公式的に採択・施行された民事訴訟法では、法院再審の再審事由については177条に規定するが、1982年の民事訴訟法(試行)とはぼぼ変わりがない。2007年に改正された民事訴訟法でも、この条文については番号も内容上も変更はない⁹¹⁾。2012年の中国民事訴訟法改正では、再審対象として「判決・裁定」から「判決・裁定・調停書」まで改正し、「調停書」も再審対象となった⁹²⁾。

しかし、法院の「明らかな誤りがあり」という再審事由は、抽象かつ曖昧すぎて、実務上に把握および運用することも難しい⁹³⁾。また、張衛平教授は「明らかな誤りがあり」という規定は抽象すぎて、その「誤り」は実体的な誤りか、手続的な誤りかはっきりせず、これが原因で、「コネ」を利用し、再審を提起しようとする状況もよく発生し、こういう広範囲・曖昧な規定は実に「無意創租」(不適当な権力関与のこと)であり、法院による再審の起動は具体的な再審事由を無視することも可能、こういう主観的な判断基準を経て、「誤り」を自由に裁量することは明らかに正当性がな

^{91) 2007}年民訴法177条は「各級の人民法院の院長は、すでに法的効力が生じた当該法院の判決・裁定について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、審判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。最高人民法院はすでに法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決・裁定について、上級の人民法院はすでに法的効力が生じた下級の人民法院の判決・裁定について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、当該事件を取り上げて自ら再審理し、または下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する」と規定した。

^{92) 2012}年民事訴訟法198条は「各級の人民法院の院長は、すでに法的効力が生じた当該法院の判決・裁定・調停書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、審判委員会に提出し、討論の上決定しなければならない。最高人民法院はすでに法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決・裁定・調停書について、上級の人民法院はすでに法的効力が生じた下級の人民法院の判決・裁定・調停書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、当該事件を取り上げて自ら再審理し、または下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する」と規定している。

⁹³⁾ 江偉 = 肖建国·前掲注(2)352頁。

いと指摘している⁹⁴⁾。

最高人民法院の胡夏氷氏はこういう再審事由を開放的なシステムと称し、「明らかな誤りがあり」や「再審の必要があると認めた場合」という曖昧な条文は、司法実務上、再審事由の無限的な拡大および高度な不確定性をもたらし、民事再審事由の開放性は実際に再審手続に何の事由も規定しないのと同じであると指摘している⁹⁵⁾。

確かに、法院が職権によって、再審を提起・開始するのは、① 不告不理という民事訴訟の基本原則に違反し、当事者の処分権に干渉する、② 裁判中立原則、訴審分離原則に違反し、不意打ち的裁判となり、手続保障を侵害する、③ 民事訴訟の設立目的と背馳する、④ 審判権の膨張とともに、当事者の再審権限は弱くなる、⑤ 既判力違反、⑥ 再審は無限になる恐れがある、⑦ 当事者による反復的再審に制度的基礎を提供、の七つの弊害があるという指摘もある⁹⁶⁾。

(c) 検 察 院(以下,本稿ではこの場合を「検察再審 という)

初めて検察院の再審提起の権利が認められるは、1951年の人民法院暫行組織条例である。その38条2項は「人民検察署(注:人民検察院のこと。「人民検察院」という名は1954年から使っている)は人民法院の確定判決に対して、重大な誤りがあると認めた場合、抗訴を提起し、法により再審を求めることができる。最高人民検察署は最高人民法院の確定判決に対して、抗訴を提起し、法により再審を求めることもできる」と規定した。1954年の人民法院組織法12条3項は、最高人民検察院は下級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、上級人民検察院は各級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、明らかな誤りがあることを発見した場合、審判監督手続により抗訴を提起する権限を有する、と規定する。

1982年民訴法(試行) は法院再審のみを定めたが、1991年民訴法は再び

⁹⁴⁾ 張衛平・前掲注 (76) 109頁. 張衛平・前掲注 (79) 66頁。

⁹⁵⁾ 胡夏氷「民事再審事由的比較分析 | 人民司法2010年17期19~20頁。

⁹⁶⁾ 江偉 = 肖建国·前掲注(2)343頁。

検察院にその権限を与え、同185条は、検察院は原判決・裁定の事実認定における主たる証拠を欠く場合や原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合、等の四つの事由のいずれかを発見した場合には抗訴を提起する権限を有すると規定する⁹⁷⁾。また、同186条には人民法院は人民検察院が抗訴を提出した事件について再審理をしなければならないと定めた。

2007年改正の民訴法は、検察院の抗訴提起事由と当事者による再審事由 とを統一した⁹⁸⁾。

2012年改正の民訴法は、検察院と当事者の再審事由の統一は変更せず、 ただし、調停書も加えて、検察院は調停書が国家利益・社会公共利益を害 することを発見した場合、抗訴または検察建議(注:検察の提案)を提出す ることができるとした⁹⁹⁾。

- 97) 1991年民事訴訟法185条は「最高人民検察院は各級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、上級の人民検察院は下級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、下記の事由のいずれかに該当する場合、審判監督手続により抗訴しなければならない。
 - (一) 原判決・裁定の事実認定における主たる証拠を欠く場合。
 - (二) 原判決・裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合。
 - (三) 法定の手続に違反して事件の正確な判決・裁定を影響する可能性があった場合。
 - (四) 裁判人員が当該事件を審理した際に汚職・収賄行為, 私利を図って法律を枉げる 裁判行為があった場合。
 - 2 地方の各級人民検察院は、同級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、前項の事由のいずれかに該当する場合、上級の人民検察院に審判監督手続により抗訴を提出するように促さなければならない」と規定した。
- 98) 2007年民事訴訟法187条は「最高人民検察院は各級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、上級の人民検察院は下級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、第179条に規定する事由のいずれかに該当する場合、抗訴しなければならない。 2 地方の各級人民検察院は、同級人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定について、第179条に規定する事由のいずれかに該当する場合、上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴を提出するように促さなければならない」と規定した。
- 99) 2012年民事訴訟法208条は「最高人民検察院は各級人民法院のすでに法的効力が生じた 判決・裁定について、上級の人民検察院は下級の人民法院のすでに法的効力が生じた判 決・裁定について、第200条に規定する事由のいずれかに該当すること、または調停書が 国家利益・社会公共利益を害することを発見した場合、抗訴しなければならない。
 - 2 地方の各級人民検察院は同級の人民法院のすでに法的効力が生じた判決・裁定につノ

中国現行憲法134条および人民検察院組織法1条によると¹⁰⁰⁾, 検察院は国の法律監督機関である。検察院は国家利益・社会公共利益を代表する立場で、民事訴訟における公共利益および公共秩序の事件の中で、訴権、上訴権、再審提起の権利を有するが¹⁰¹⁾、検察院の再審提起権については、取消説、保善説、制限説、の三つの学説がある。取消説の主張は、検察院が訴訟に介入するのは、訴訟の平等体制を壊しながら、法院との間の権力衝突も起こしやすい¹⁰²⁾。保善説の主張は、民事再審手続に検察の監督を置くのは憲法原則の要求であり、または司法公正の要求である¹⁰³⁾。制限説は通説であり、公益訴訟および公序良俗を守るために、検察院にも再審提起権を認めるという見解である。李浩教授は証拠偽造の場合は検察院の調査も必要であり、当事者が自ら証拠偽造の証拠を収集するのはあまりにも困難すぎると指摘し、張衛平教授も身分関係に関する紛争の場合も検察院の介入は合理的であると主張している¹⁰⁴⁾。

(d) 第 三 者(以下、本稿ではこの場合を「第三者再審」という)

第三者による再審申立ては2007年改正法で規定されたもので (2007年民訴法204条), 2012年改正法もそれは維持した (2012年民訴法227条)。すなわち, 強制執行中に、第三者 (中国語原文は「案外人」である) は執行の目的物につ

いて、第200条に規定する事由のいずれかに該当すること、または調停書が国家利益・社会公共利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察建議を提出し、かつ、上級の人民検察院に報告することができる。または上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴するように促すこともできる。

³ 各級の人民検察院は審判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の不法行為について、同級の人民法院に検察建議を提出する権限を有する | と規定している。

¹⁰⁰⁾ 人民検察院組織法1条は「中華人民共和国人民検察院は国の法律監督機関である」と規 定している。また、前掲注(54)参照。

¹⁰¹⁾ 江偉主編 (傅郁林副主編) · 前掲注 (4) 303頁。

¹⁰²⁾ 黄松有「対現行民事検察監督制度的法理思考」人民法院報2000年5月9日。

¹⁰³⁾ 高建民「民行検察制度的立法借鑑」検察日報2000年7月5日。

¹⁰⁴⁾ 李浩・前掲注 (39) 325頁, 張衛平・前掲注 (11) 372頁。なお, 比較法的観点からは, 池田辰夫「民事訴訟その他の民事関係手続における検察官関与とその役割」松本博之先生 古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』(弘文堂, 2016年) 19頁参照。

いて書面による異議を提出した場合、人民法院が審査により裁定を下す。 第三者は、その裁定に対して不服があり、原判決・裁定に誤りがあると認 める場合には審判監督手続により処理することになる。それに加えて、同 改正法では、第三者取消しの訴えが新設された(2012年民訴法56条3項)¹⁰⁵⁾。

また、2008年の審監解釈 5条で、執行手続外における第三者による再審申立てについて、詳しい条件を設けた。それによると、第三者が原判決・裁定・調停書で確定された執行目的物に対して権利を主張し、かつ新たな紛争解決のための別訴を提起できない場合、判決・裁定・調停書の法的効力を生じた後の 2 年以内に、または利益損害を知りまたは知り得るべき日から 3 ヶ月以内に原判決・裁定、調停書を下した法院の上級法院に再審を申立てることができる。

(工) 再審規制制度

日本法では、可罰的刑事確定判決の必要、再審期間制限(日本民訴法342条)、再審の補充性(日本民訴法338条1項但書)、という規制がある。この点、中国法では以下のような状況にある。

(a) 再審期間制限

再審期間規制については中国民事訴訟205条に規定している。すなわち、 当事者再審の場合は、判決・裁定の法的効力が生じた後(すなわち、判決確 定後¹⁰⁶⁾)6ヶ月以内に再審の申し立てを提出しなければならない。ただ し、① 新たな証拠があり、原判決・裁定を覆すに足りる場合、② 原判 決・裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合、 ③ 原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された 場合、④ 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を 図って法律を枉げる裁判行為があった場合、の四つの場合にはそれを知り

¹⁰⁵⁾ 詳しくは, 吉村=上田編・前掲注(1)502頁以下(白出博之執筆), また, 日本法との 比較につき, 同18頁以下(吉村徳重執筆)。

¹⁰⁶⁾ 前掲 2 ·(2)(工)(a) 参照。

または知り得るべき日から6ヶ月以内に提出しなければならない。なお、法院再審には1度のみという回数規制がある 107 。

(b) 再審の補充性

中国現行の民事訴訟法には再審の補充性について一般的に規定した明文はないが、再審の補充性を規定すべきと主張する見解がある¹⁰⁸⁾。李浩教授は、当事者に原手続における救済手段を尽くすように促す点、及びすでに法的効力が生じた判決の安定性を維持する点から見れば、再審の補充性はその必要性があると指摘する¹⁰⁹⁾。また、「新たな証拠」という再審事由について、李浩教授は、当事者が故意または重大な過失によって原審で提出しなかった証拠を新たな証拠として再審で提出して原判決を覆すことは手続の公正及び効率、相手側の当事者の手続利益を損なう恐れがあるため、制限すべきであると指摘している¹¹⁰⁾。

4 問題の検討

前述のような中国民訴法における現行再審制度は比較法的に見た場合、 以下のような問題を抱えることになる。そしてそのことが「再審難」を招 来しており、この点を立法的に解決しない限り、「再審難」は解消しない ことになろう。

中国では、前述のように、国土の大きさ・広さに鑑み、紛争の早期解決 をはかるために、二審制をとり、それに対応した裁判組織を策定している。

¹⁰⁷⁾ 吉村 = 上田編·前掲注(1)521頁(自出博之執筆)。

¹⁰⁸⁾ 李浩「再審的補充性原則与民事再審事由」法学家2007年6期10頁,李浩・前掲注(39)319頁,胡夏氷・前掲注(95)20頁,林文学=劉小飛「論我国民事再審審査制度的完善」法律適用2011年7期26頁,湯維建=韓香「民事再審事由分層(類型化)理論研究」政治与法律2012年2期102頁。吉村=上田編・前掲注(1)492頁は解釈上補充性を認めるのが一般的見解であるという。

¹⁰⁹⁾ 李浩・前掲注(39)319頁。

¹¹⁰⁾ 李浩·前掲注(108)10~11頁。

それにもかかわらず, 再審と非常上告とを混同した手続を確定判決に対する不服申立て手続として作り上げ, 結果として, 実質的に三審制度をとるのと同じ状況になっている点が, まず基本的な問題点として指摘できよう。

再審は、原判決形成上、原審訴訟手続に重大な手続法上の瑕疵があるか 判決基礎となる資料に看過できない瑕疵があるため、当該審級において十 分な審理が尽くされたとは評価できないため、判決確定後であっても、そ の原審訴訟手続の再開・続行により、原確定判決内容の再審判を行うもの である(そのため、再審裁判所は原判決裁判所となる。民訴法340条)。ここに再 審の本質的特徴がある。

したがって、再審は審級制度を超えた再審判を認めるものではなく、む しろ、各審級における十分な審理の充実を保障して審級制度を全うするた めのものといえよう。

それに対して、非常(ないし特別)上告は、審級制度を超えて再審判を認めるものであり、かつ、確定したはずの判決に対する再審判を認めるものであるから、その(非常上告の)事由はそのような例外を正当化できるだけの相当の合理的理由・根拠を有する必要がある。日本民訴法の特別上告(民訴法327条)の場合、それは(最高裁判所が違憲立法審査権の最終裁判所とされるべきであるという)憲法上の要請(憲法82条)に基づくものである。

しかし、中国民訴法では、前述のように、当事者再審の場合、原則的には再審裁判所は上級裁判所となる(中国民訴法199条)。そこで、二審確定判決に対しては、さらに上級審の裁判所に再審を申立て、そこで再審判を行うことになるので、その場合は、もはや(原判決裁判所での手続再開・続行という)再審ではない。手続法上の瑕疵の再審事由(例えば、中国民訴法200条1項7号・8号など)を主張する場合では、(通常上告の上告事由である)絶対的上告理由(日本民訴法では312条2項1号・3号)に基づく「非常上告」ということになる¹¹¹⁾。

¹¹¹⁾ 日本法でも、再審事由は絶対的上告事由となるというのが従来からの通説であるが、現 行民訴法では、最高裁上告の場合に議論がある。この点、加波眞一「最高裁判所におけノ

加えて、中国民訴法では、実体法上の法令違反も再審事由となる(中国 民訴法200条1項6号)ので、その場合は、(通常上告の上告事由である)一般 的上告理由(日本民訴法では、312条3項)による「非常上告」を認めること になる。

そうすると、上記のように中国民訴法における「再審事由」(という名の「非常上告」理由)は、(手続法上の瑕疵を理由とする)通常上告の絶対的上告理由と(一般的な法令の適用違反を理由とする)一般的上告理由にすぎないので、非常上告を正当化するだけの相当の理由・根拠となる事由とはとてもいえるものではない。

しかも、以上の(再審事由という名の通常上告)事由さえ主張すれば、当事者は再審(という名の非常上告で、かつ、事実審理もできるもの)を提起できる(中国民訴法199条、同200条)ことになるので、日本民訴法やドイツ民訴法から見ると、当事者に通常上告を認める、すなわち、三審制をとることと何ら異なるところはないといわざるを得ない(この点、後掲「別表」参照)。これでは、一方で二審制をとりつつ、他方で三審制を認めることになり、首尾一貫した訴訟手続制度とはいえない大きな矛盾をはらむ手続設計ということになる。

特に、一般的法令違反を再審事由とすることは疑問である。日本法やドイツ法においては、後述のように、一般的法令違反を上告理由として三審目の審判を認めるのは法令統一のためという理由によるが、中国では、法令統一は(前述の)「司法解釈」などの方法により可能なので、訴訟遅延による訴訟の紛争解決機能の低減という問題を生じさせてまで、わざわざ一般的法令違反を上告理由として三審目(三度目)の審判(しかも、事実審理までできる)を認める必要はない。

以上から,中国民事訴訟法においては,一般的法令違反は,実質的三審制を認める非常上告の上告理由としては(既判力ある確定判決の再審判およ

[▲] る再審事由の取扱い」民事手続法研究2号(信山社, 2006年)97頁。

び審級を超えた再審判をあえて認めるだけの)正当化根拠(ないし合理的根拠) を欠く、訴訟遅延をもたらすだけの不適切なものということになろう。

もちろん,この事由は、(前述の) 再審ないし裁判監督手続の立法趣旨である。(裁判による真実追究という理念に基づく) 原判決の誤り是正手続という考え方から正当化できるはずだという反論はあり得よう。前述の中国国内でも批判の強い、判決に明らかな誤りがあり、再審の必要があると認められる場合には人民法院は再審できるという、人民法院再審の広範な再審事由(中国民訴法198条)もその点から正当化されるのであろう。

確かに、上記の趣旨から、中国刑事訴訟手続でも民事再審と同様の再審手続が採られており(2012年改正・中国刑事訴訟法241条以下)¹¹²⁾、日本刑事訴訟法でも、原判決の法令適用の誤り是正を目的とした非常上告が認められている(ただし、申立権者は検事総長のみである。日本刑事訴訟法454条)。そして、中国民事訴訟手続の再審はその中国刑事訴訟手続のそれに平仄を合わせた感がある。

しかし、それは、刑事訴訟手続という、人権の制約に関わる判決内容の特殊性から是認し正当化できることであり¹¹³⁾、元来、私的自治が妥当する私的権利関係に関わる民事訴訟においても妥当するのかは疑問である。

というのも、確かに、沿革的には、民事訴訟法においても、原判決の法令適用の誤り是正を目的とした、確定判決に対する不服申立て手続が存在した時代もある。しかし、そのような法令適用の誤りを確定判決に対する不服申立ての理由とするのは、民事訴訟手続においては妥当ではないとして排除されて今日に至る、という歴史を民事訴訟法は持つからである。

ローマ法の流れを受けた大陸法では、ドイツ法でも、フランス法でも、確 定判決に対する再審判手続としてはかつては二つあった。ドイツ法では(再

¹¹²⁾ この中国刑事訴訟法における裁判監督手続(再審)については、河村有教「中国刑事訴訟における裁判監督手続について」神戸法学雑誌55巻2号(2005年)89頁以下参照。

¹¹³⁾ この点で、日本刑事訴訟法の非常上告の趣旨・沿革について、川原廣美「非常上告をめ ぐる一考察」北大法学論集35巻1-2合併号(1984年)273頁以下、及びそこに掲載の諸文 献参照。

審の原型となる)「原状回復の申立て(ないし訴え)(restitutionsklage; restitutio in integrum)」と「無効の申立て(ないし訴え)(Nichtigkeitsklage; Nichtigkeitsbeschwerde; querela nullitatis)」であり¹¹⁴⁾、フランス法では、「裁判の誤りを理由とする救済申立て(proposition d'erreur)」と「平穏な請願(requête civil)」である¹¹⁵⁾。

前者は最高法院 (Parlement) の確定判決であっても, 国王顧問会議 (Conseil du roi) に申立てれば, 国王顧問会議はそれを訂正ないし破棄できるという手続であり, 後者は, 原審裁判官に申立てるものであるが, それを無効として破棄できるという手続である。前者では, 原判決の「事実誤認」と「法令上の誤り」を事由とした。しかも, 当初, 前者の申立て期間は20年から30年という長期にわたるものあった。

そのため、判決が確定したにもかかわらず、実質的にさらにもう一つの上訴(三審制の上訴手続制度なら四審目)を認めるのに等しく、やはり耐えがたいほどの訴訟遅延が生じ、訴訟による実効性のある紛争解決が期待できなくなった。そこで、その後、その期間は2年以内と短縮されたが、問題状況は変わらず、そのため、申立人に罰金を科するという規制までしたが、申立ての濫用を抑止するには無力であったといわれている¹¹⁶⁾。最終的には、この制度は廃止されたが、原審判決の法令違反を統一的に解釈することは法令統一に役立つ。そこで、その後、この制度に代えて破棄院

¹¹⁴⁾ この二つの訴えの沿革的関連性については、加波眞一『再審原理の研究』(信山社, 1997年) 25頁以下。

¹¹⁵⁾ 鈴木教司『フランス(ヴァロワ期)民事訴訟史――書面主義の歴史的背景――』愛媛大 学法学研究叢書 2 (2000年) 91頁。また、この両者の沿革についての基本的な代表的文献 としては、Serge Dauchy, Les voies de recours extraordinaires: proposition d'erreur et requête civil, Presses Universitaires de France 1988。この「平穏な請願」というのは、ドイツ法での原状回復に相当するものと思われる。「平穏な (civil)」というのは、裁判所に対して、できれば要求を認めて頂きたいという形で申請するという意味かと思われるが、それは原状回復が(ローマ法時代の)法務官法の(衡平の観点からの)恩恵による救済から発展してきたことに由来すると思われるからである。この点、加波・前掲注(114)34頁以下。

(Cour de cassation) が制定されることになり、現在に至っている¹¹⁷⁾。

ドイツでも、普通法時代は、上記の無効の訴えの事由として、解釈上、原審判決の法令違反が認められていたが、やはりドイツでもフランスの場合と事情は同じで、深刻な訴訟遅滞をもたらし、民事訴訟の紛争解決機能を損なうことになり、この事由を認めるかについて大論争となった¹¹⁸⁾。

しかし、当時すでに、フランス法では、(上記の)無効の申立て(ないし訴え)に対応する手続である「裁判の誤りを理由とする救済申立て」を廃止し、それに代るものとして(上記の通り、法令統一のために原審判決の法令違反を審査できる)破棄院を制定していたことがドイツ法に影響した¹¹⁹⁾。

原審判決の法令違反を確定判決の無効事由とするのは(前述のような問題が生じるので)問題である,しかし,原審判決の法令違反を判示する無効の申立て(ないし訴え)は原審判決の法令違反を統一的に解釈することに役立つ。

そこで、ドイツ法では、この原審判決の法令違反事由による無効の申立て (ないし訴え)を確定判決に対する不服申立てとするのではなく、三審目の通常上訴として、「上告 (Revision)」という名に代えて規定することで (当時のドイツにおける統一国家形成上必要とされる) 法令統一に役立てようとした¹²⁰⁾。

そのような沿革により形成された(母法ドイツ法の)上告がそのまま日本 法でも上告として継受されたのは周知の通りである。

ここで注目すべきは、原審判決の法令違反を確定判決の再審判事由とすることは、耐えがたいほどの訴訟遅延を生じさせ、判決確定の意味を失わせ、ひいては司法に対する信頼をなくすことになるため、廃止されたとい

¹¹⁷⁾ 徳田和幸「上告制度略史」鈴木正裕先生古稀祝賀『民事訴訟法の史的展開』(有斐閣, 2002年) 816頁以下。

¹¹⁸⁾ 鈴木正裕「上告の歴史」小山昇 = 小室直人先生還曆記念論集・裁判と上訴(下)(有斐 閣, 1980年) 47頁以下。

¹¹⁹⁾ 当時のフランス法のドイツ法への影響については、鈴木・前掲注(118)58頁以下。

¹²⁰⁾ この間の経緯は鈴木・前掲注(115)57頁以下が詳しく論じている。

う歴史的教訓である。時代も国も、それゆえ、訴訟を取り巻く状況も異なるが、今日にも通用する教訓であることは、現在の中国の「再審難」が示唆するところである。中国民事訴訟法で、原審判決の法令違反を確定判決に対する再審(という名の非常上告による実質的再審判)の事由とすることは、この歴史的教訓に逆行するものというべきではなかろうか。以上が比較法的観点からの問題点の指摘ということになる。

確かに、中国は社会主義を標榜する国であるから、私人間の法律関係についても資本主義国とは異なり、私的自治の原則をそのままでは認めないということかも知れないし、私人間の法律関係についても国家は後見的立場から介入すべきである、という考えが基本にあるのかもしれない。そのことから、民事訴訟手続においても、(裁判による真実追究という理念に基づく)原判決の誤り是正手続としての(再審という名の)非常上告も正当化できるのかも知れない。それなら、「再審難」はその崇高な理念のための副作用として甘受すべきことになろう。

しかし、現在、その「再審難」解消のために立法的・解釈論的努力が尽くされていることからして、「再審難」は副作用として甘受すべきものとは考えず、解消すべき問題とされているのは明らかである。そうであるなら、本稿指摘の問題点は参考にされるべきであろう。いずれにせよ、政策的根拠・理由がいかなるものであれ、原審判決の(一般的)法令違反を確定判決の再審判事由とすることは、既判力制度の形骸化や審級制度の無効化をもたらすリスクを負うことになる点は理解しておくべきである。なぜなら、審級を尽くした上で判決が確定しても、その判決内容は法令違反であるとして再審(ないし非常上告)で再審判できることになり、かつ、その再審(ないし非常上告)が審理を尽くして確定しても、さらに、その判決内容は法令違反であるとして再審(ないし非常上告)で再審判できることになり、理論的には、訴訟による紛争は終結しなくなるからである。これでは、既判力制度も審級制度も意味がなくなる。

そもそも、民事訴訟法の役割の中に当事者の権益保護を明記し(中国民訴

法2条), 再審の申立権を当事者に認め, かつ, 権利保護のための第三者の再審を認める(中国民訴法227条・審監解釈5条)以上, 社会主義国の法であることを強調し, 民事訴訟法も社会公共利益の保護を目的とする制度とみて, 再審(ないし裁判監督手続)も人民法院に対する監督を通じて, 裁判の誤りを是正することで裁判の合法性保障を確保するという公共的機能を果たす制度とみる考え方は, 少なくとも現行中国民事訴訟法では, 法院再審や検察再審に妥当しても, 当事者再審には妥当しないというべきであろう 121)。

以上から、少なくとも、再審の目的(ないし理論的根拠)及び再審事由と しての(一般的)法令違反については再検討の必要があるのではないか。

さらに踏み込んでいえば、この問題を契機に、国家の私人間の法律関係に対する考え方、すなわち、現行の中国民事訴訟法の特徴的性格である、国家(裁判所と検察)の後見的立場からの手続への介入という姿勢も、それは政治的な問題を含むことになるので簡単ではなかろうが、再検討されてしかるべき時期に来ているように思われる¹²²⁾。

なお、原判決裁判所での充実した審理を実現し保障することこそが再審問題解決の最善策ともいえるので、それをどう工夫して実現していくかという問題の検討、また、確定判決の安易な再審判を防止するための規制方法として、再審の補充性(日本民訴法338条)を検討するとか、再審事由審理の決定手続による簡素化(日本民訴法345条、346条)の検討、再審裁判所を原判決裁判所に限定する(日本民訴法340条)ことの検討など、現行中国再審手続における訴訟遅延回避のための技術的工夫の余地がある点は異論のないところであろう。

また、中国での二審制は、前述のように、人々は三度目の再審判までは 求めないだろうという想定の下に策定されたものであり、その想定の下

¹²¹⁾ 吉村=上田編・前掲注(1)490頁(白出博之執筆)も、その点は、現行中国民訴法では修正過程にあると指摘する。

¹²²⁾ 張衛平「対民事訴訟法学貧困化的思索」清華法学2014年2期16頁の、「再審難」などの 問題は、ある意味、政治的な問題であって、もっと政治体制改革がなければ解決できない との指摘もこの問題を示唆しているように思われる。

に、再審(という名の非常上告)が設けられたわけである。しかし、再審難になるほどの状況が生じるほど人々は二審制では満足できなかったということであり、現在の民事訴訟に不審・不満を抱いているということである。かように、二審制の前提となる状況想定は破綻しているわけなので、審級制度の抜本的再検討も行われるべきであろう。

5 おわりに

現行中国民訴法の再審の問題点をまとめると.

- ① 現行中国民訴法の再審は、再審などではなく、再審という名の非常 上告による、実質的な通常上告と評価されるべきものである。
- ② それは、一方で二審制をとりつつ、他方で三審制を認めることに等しく、混乱の原因と思われる。
- ③ とりわけ、原審判決の(一般的)法令違反を確定判決の再審判事由とすることは、既判力制度の形骸化や審級制度の無効化をもたらすリスクが生じるところから、再審を(裁判による真実追究という理念に基づく)原判決の誤り是正手続として位置づけるだけでは正当化できない大きな問題を抱えることになる。そのような確定判決の再審判事由がどのような結果をもたらすかは民訴法の歴史がよく示すところである。

以上の問題点を踏まえて、再審難を解消するためには、現行民訴法の抜本的再検討が求められるものと思われる。

なお、本稿の共同執筆者である朱省志氏の研究課題は、中国民訴法の比較法的研究である。本稿はその研究過程で生まれた成果の一つである。

本稿の共同執筆者の加波は、「問題の検討」部分および「おわりに」の部分の執筆と全体の監修を行っただけで、その他の部分は全て朱氏が執筆したものである。したがって、本稿が何らかの意義があるとすればその栄誉は全て朱氏に帰属するが、逆に何か問題があるとすれば、その責任は全て加波にある。この点は明らかにしておきたい。

立命館法学 2018 年 2 号 (378号)

<別表>日中再審事由・上告理由比較

中国の再審事由	日本の再審事由	日本の上告理由
新たな証拠があり, 原判 決・裁定を覆すに足りる 場合	なし	なし
原判決・裁定で認定され た基本事実が証拠による 証明を欠く場合	なし	なし
原判決・裁定の事実認定 における主たる証拠が偽 造されたものであった場 合	338条1項6号	なし
原判決・裁定の事実認定 における主たる証拠が質 疑を経ていない場合	なし	なし
事件の審理に必要な主た る証拠につき、当事者が 客観的な理由により自ら 収集することができず、 書面により人民法院に調 査・収集するよう申し立 てた場合において、人民 法院が調査・収集を行わ なかった場合	なし	なし
原判決・裁定の法律適用 に明らかな誤りがある場 合	なし	312条 3 項
裁判組織の構成が適法ではない場合,または法により回避すべき裁判人員が回避をしなかった場合	338条1項1号, 2号	312条 2 項 1 号, 2 号

中国民事訴訟における再審の問題(朱・加波)

訴訟行為無能力者が法定 代理人による訴訟代理を 経ず、または訴訟に参加 すべき当事者が本人若し くはその訴訟代理人の責 めに帰さない事由により 訴訟に参加しなかった場 合	338条 1 項 3 号	312条 2 項 4 号
法律の規定に違反して, 当事者の弁論権を剥奪し た場合	なし	なし
召喚状による召喚を経ず に、欠席判決を行った場 合	なし	なし
原判決・裁定に訴訟請求 の遺漏があった場合,ま たは原判決・裁定が訴訟 請求を越えた場合	なし	なし
原判決・裁定の基礎となる法律文書が取り消され、または変更された場合	338条1項8号	なし
裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図って法律を枉げる裁判行為があった場合	338条 1 項 4 号	なし